

令和 7 年 10 月 3 日

伊藤忠連合健康保険組合
理 事 長 齋 藤 一 也

組合規約の一部変更について

当組合規約の一部を次のように変更する。

第 4 条「別表 1」中の「紅忠サミットコイルセンター(株) 広島県東広島市」を削除する。

附則

(施行期日)

この規約は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

以 上